

小松島市有機農業推進計画

平成24年2月

小 松 島 市

【目次】

第1	はじめに	
1	計画策定の趣旨	2
2	有機農業の定義	3
3	有機農業の現状と課題	3
4	市推進計画の位置づけ	4
第2	有機農業の推進及び普及に関する事項	
1	目標の考え方	4
2	有機農業の推進及び普及の目標	5
第3	有機農業の推進に関する施策	
1	有機農業の取組に対する支援	5
2	新規就農者への支援	6
3	有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援	6
4	消費者の理解と関心の増進	7
第4	その他（推進体制）	
1	有機農業の推進体制の整備	7
2	有機農業者等の意見の反映	7
3	市推進計画の期間	7
(別紙)	推進目標	8
	用語説明	9

小松島市有機農業推進計画

平成24年2月15日

第1 はじめに

1 計画策定の趣旨

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減し、生物多様性の保全に資するものであり、昨今の輸入農産物の残留農薬問題等に起因した食の安全・安心に対する消費者ニーズの多様化や地産地消、食育の観点からも、有機農業に対する消費者の期待が高まっています。

そのような中、国においては、「有機農業の推進に関する法律」（平成18年12月15日法律第112号（以下「有機農業推進法」という。))を制定するとともに、「有機農業の推進に関する基本的な方針」（平成19年4月27日農林水産大臣公表（以下「基本方針」という。))を策定し、国が有機農業の推進に関する基本理念を明らかにするとともに、有機農業推進のための政策を総合的かつ計画的に講じることとなり、徳島県においても、平成21年3月に「徳島県有機農業推進計画」を策定し、有機農業の推進を図っています。

本市の農業は、勝浦川、那賀川の両流域に広がる肥沃な土壌と恵まれた気象条件のもと、水稻を主体に施設園芸や畜産、山間丘陵地帯での果樹など多様な農業生産を展開しています。関西圏に近いという立地条件から、都市部の消費者ニーズの高い「安全・安心」な農産物の提供が求められています。

一方、農業の担い手の高齢化、燃油価格の上昇に伴う肥料をはじめ生産資材の高騰及び農産物価格の低迷など、農業を取り巻く環境は一層厳しくなっています。

このような中、「安全・安心」な農産物を生産する有機農業者を育成し、地域資源循環型の有機農業を積極的に展開し、本市全域での取り組みが行われるよう、慣行栽培からの転換、新規就農者への支援、栽培技術の習得、農地の確保、販路の拡大、農業経営の安定化等、様々な面で課題に対処する必要があります。

そこで、農業者、農業協同組合、行政等で構成する「小松島市生物多様性農業推進協議会」（以下「協議会」という。）を平成22年3月に設立し、豊かな自然・農村環境を後世にわたり維持・継続できるよう、有機農業や生物多様性農業を推進し、持続可能な地域循環型農業の発展をめざした取組を行っています。また、平成22年9月にNPO法人とくしま有機農業サポートセンターが運営する有機農業の学習施設である「小松島有機農業サポートセンター」が設立され、加えて、本市には県内で第1位の生産量を有する椎茸の廃菌床をはじめとする未利用の有機質資源や牛ふん堆肥が豊富にあり、資源循環機能を発揮する有機農業を行うのに適した環境にあります。

このような背景を踏まえ、今後とも、有機農業や環境に配慮した農業への取組を一層促進しつつ、有機農業が本市農業の一翼を担うことをめざしていくために、「小松島市有機農業推進計画」（以下「市推進計画」という。）を策定し、有機農業における栽培技術の開発・普及や有機農業者等への支援、市民の理解・関心の増進等、有機農業を推進するための条件整備に取り組み、高品質で多収穫な有機農産物づくりを推進します。

2 有機農業の定義

有機農業推進法第2条の規定に準じ、市推進計画においても、有機農業とは、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義します。

3 有機農業の現状と課題

(1) 現状

本市では、協議会の会員のうち、有機農業推進法に規定される有機農業に取り組む者（以下「有機農業者」という。）は、平成23年12月31日現在で30名となっています。また、土づくりと化学農薬・化学肥料の使用の低減を一体的に行う「環境にやさしい農業」の実践者であるエコファーマーの取得者は、現在50名となっており、平成20年度末の24名と比較しても3年間で2倍以上に増加しています。

また、有機JAS認定を受けず有機農業に取り組んでいる生産者も少なくありませんが、実数については把握できていない状況です。

(2) 課題

生産面では、以下のことが課題として挙げられます。

- ①施肥・土づくりに生産コストが多くかかること。
- ②雑草除去作業等の労力が多くかかること。
- ③病虫害などの対策に労力を要すること。
- ④生産物に対する販売価格の設定と販路開拓が難しいこと。

消費者面では、以下のことが課題として挙げられます。

- ①有機農業が環境への負荷を大幅に低減するなどの機能を持つことへの理解が進んでいないこと。
- ②有機農業が慣行栽培に比べ、労力やコストがかかることについての理解が進んでいないこと。

上記理由により、有機農業により生産される農産物は、必ずしもコストに見合った価格では販売できていない等の状況もあり、生産拡大につながらない要因の一つになっています。

4 市推進計画の位置づけ

本推進計画は、国の「基本方針」及び「徳島県有機農業推進計画」を踏まえたうえで、「小松島市第5次総合計画」に基づき、市が推進する有機農業の基本的な考え方や施策、今後3年間に実施する具体的な取組等を示すものです。

第2 有機農業の推進及び普及に関する事項

1 目標の考え方

本市の有機農業の現状と課題を踏まえ、有機農業推進法に定める「基本方針」に即し、本市の実情や農業者の意向に配慮しつつ、農業者が有機農業に取り組み易くすることを目標とします。

2 有機農業の推進及び普及の目標

(1) 有機農業に関する技術の研究開発・体系化

有機農業者や各関係機関と連携し、既に開発されている農業技術との適切な組み合わせ等による技術体系の構築を行います。

(2) 有機農業に関する連携の強化

農業者等が有機農業に取り組み易くするため、協議会やNPO法人とくしま有機農業サポートセンター、県関係機関等と連携し、有機農業に関する技術相談や情報提供を行います。

(3) 有機農業に関する生産者及び消費者の理解の増進

有機農業が生物多様性の保全や、環境への負荷を低減する「環境に配慮した農業」であることへの理解を深めるため、消費者が生産者と交流し、有機農業とふれあう機会を創出します。

第3 有機農業の推進に関する施策

1 有機農業の取組に対する支援

(1) 各関係機関と連携・協力し、有機農業に関する研修会や栽培技術に関する講習会等の開催や、研修受入れ先の情報提供を行います。

(2) 地元の未利用有機質資源を原料とするたい肥等の生産施設の整備を促進します。必要なハード面の補助については、関係機関等とも連携・協力し、実施に努めます。

(3) 本市の各地域で行われている有機農業者等の環境負荷を低減する取組を支援します。

(4) 慣行栽培からエコファーマー・特別栽培・有機農業への段階的な取組や、品目ごとに円滑に有機農業への転換が図られるように、情報提供を行います。

- (5) 有機 J A S 認定を受けようとする農業者に対し、必要に応じた支援、情報提供を行います。
- (6) 土壌診断に基づく施肥設計を行い、たい肥等の適正施用を行う土づくりを支援します。
- (7) 農業者が有機農業に取り組み易くするために、既に一定の成果を挙げている有機農業者や関係機関と連携し、有機農業者間の情報交換や情報の共有化を促す環境づくりを行うとともに、本市の気象条件・立地条件に適した技術体系を構築し、情報提供を行います。

2 新規就農者への支援

- (1) 円滑に就農できるよう「小松島有機農業サポートセンター」への研修相談や情報提供等を行います。
- (2) 本市への有機農業による定住を希望する者に対して、協議会が設立した「就農準備訓練センター」での研修等の支援や受け入れ先の情報提供を行います。
- (3) 農地が必要な場合は、農業委員会等を通じて農地の情報提供を行います。
- (4) 各関係機関と連携協力し総合的に支援します。

3 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

- (1) 有機農業により生産される農産物の販路を確保するため、情報を収集し提供を図ります。
- (2) 有機農業により生産される農産物の消費拡大を図るため、生産者と各関係機関、流通・販売業者等が連携・協力し、消費者に対する P R 等や販売促進を行います。

(3) 各関係機関との連携による「食農・食育」「地産地消」の推進により、学校給食等での市内における有機農産物の消費拡大を図ります。

4 消費者の理解と関心の増進

(1) 有機JAS認証制度や特別栽培農産物等の表示制度並びに検査認証制度や、「協議会の認証制度」等、消費者の認識を高めるため、普及啓発や情報提供を行います。

(2) 有機農業をはじめとする環境に配慮した農業の環境への負荷の低減及び生物多様性の保全等がもたらす効果について、消費者、流通・販売業者等に対し周知を図ります。

(3) 食農・食育、地産地消、学校等での農業体験学習の取り組み、生きもの調査等の生物多様性の保全活動等を、インターネット等により情報発信を行います。

第4 その他

1 有機農業の推進体制の整備

「市推進計画」に基づく取組を進めるため、各関係機関と連携し推進体制を整備します。

2 有機農業者等の意見の反映

協議会や有機農業者等から出された幅広い意見や提言を受け、それを踏まえた施策を展開します。

3 市推進計画の期間

「市推進計画」の期間は、3年間とし、平成26年度までとします。

ただし、国や県の基本方針等の見直し、有機農業を取り巻く情勢の変化等により、必要に応じた見直しを行います。

<別紙>

推進目標

	平成23年度 (現状)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
有機JAS認定者数 (転換期間中を含む)	0人	5人	15人	30人
うち野菜等	0人	3人	10人	20人
うち水稲	0人	2人	5人	10人
有機農業者数*	30人	40人	60人	100人
うち野菜等	8人	10人	20人	30人
うち水稲	24人	30人	40人	70人
エコファーマー	50人	70人	100人	130人
うち野菜等	12人	15人	20人	30人
うち水稲	42人	55人	80人	100人

※協議会会員のうち有機農業に取り組む生産者数

用語説明

有機 J A S 認証制度

農林水産大臣から許可を受けた登録認定機関（第三者認証機関）が、J A S 法で定められた特別な生産方法（J A S 規格）に基づき生産する者を認定する制度であり、有機農産物等が有機 J A S 規格に適合していると判断されたものに有機 J A S マークを付し、「有機」の表示ができる制度。

有機 J A S 認定業者

有機 J A S 認証制度に基づき、登録認定機関により認定された生産者及び生産者グループ。

有機農業者

有機農業推進法第 2 条で定義される有機農業（化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業）に取り組む農業者。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、農業者（法人を含む）は持続性の高い農業生産方式（たい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式）に関する「導入計画」を策定し、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の受けた農業者の愛称。

食農教育

生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農（農業）」について、学び体験すること。